○国土交通省告示第千十六号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十四年九月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－398	空気圧縮機	ＤＡＳ－100ＬＢ－Ｃ	デンヨー㈱
3－399	空気圧縮機	ＤＡＳ－180ＬＢ－Ｃ	デンヨー㈱
3－400	空気圧縮機	ＤＡＳ－390ＬＢ	デンヨー㈱
3－401	バイブロハンマ（単体）	ＳＲ－45	調和工業㈱
3－402	発動発電機	ＥＧ400ＢＳ－５	㈱小松製作所
3－403	空気圧縮機	ＰＤＳＦ100Ｓ－５Ｃ３	北越工業㈱
3－404	空気圧縮機	ＰＤＳＦ100ＳＣ－５Ｃ３	北越工業㈱
3－405	空気圧縮機	ＰＤＳＦ140Ｓ－５Ｃ３	北越工業㈱
3－406	空気圧縮機	ＰＤＳＦ140ＳＣ－５Ｃ３	北越工業㈱
3－407	発動発電機	ＳＤＧ60ＡＳ－７Ｂ１	北越工業㈱

○国土交通省告示第千十七号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十四年九月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3－66	3－3ＴＮＶ88	ヤンマー㈱

○防衛省告示第二百四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十四年九月十二日次のとおり決定された。

平成二十四年九月十三日

防衛大臣　森本　敏

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一六二	第一術科学校訓練施設	江田島市	国有	建物：約二、三〇〇平方メートル 平成二十四年六月十八日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地：約四三、〇〇〇平方メートル 水域：約一九、〇〇〇平方メートル 建物：約二、三〇〇平方メートル 工作物：岸壁等 海上自衛隊が自衛艦の係留施設等として共同使用する。 使用期間：平成二十四年十月一日から同月三十一日までの間
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	土地：約三五〇、〇〇〇平方メートル 相模原市が都市公園の用地として共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約四〇平方メートル 中国四国防衛局が航空機の騒音測定装置の設置用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇六一	仙台駐屯地	仙台市	国有	土地：約二五〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十四年十一月一日から同年十二月三十一日までの間 陸上自衛隊仙台駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六二	第一術科学校訓練施設	江田島市	国有	土地：約四〇平方メートル 食堂として追加提供する。 海上自衛隊第一術科学校の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市	国有	建物：約四、六〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十四年十月二十二日から同年十一月九日までの間（仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間） 陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町	国有	建物：約九、二〇〇平方メートル 工作物：囲障等 教育施設として追加提供する。